答 弁 第 八 一 号平成二十四年二月二十八日受領

内閣衆質一八〇第八一号

平成二十四年二月二十八日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出質問主意書への答弁書における広辞苑の引用の是非等に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出質問主意書への答弁書における広辞苑の引用の是非等に関する質問に対す

る答弁書

一から三までについて

政府としては、 田 であり」との答弁を行ったものであるが、 平成二十四年一月十三日に内閣総理大臣官邸で行った記者会見において野田内閣: 出野田改造内閣に関する質問主意書(平成二十四年一月二十四日提出質問第二号)において、 の該当箇所を引用したものである。これに対し、木村太郎衆議院議員より、 人事の考え方については、 が述べた 三日に内閣改造を行った理由を問われ、 改造内閣に関する再質問主意書(平成二十四年二月十三日提出質問第六五号)が提出されたことから、 御指摘の答弁書(平成二十四年二月三日内閣衆質一八〇第二号)については、 「最善かつ最強」 御指摘の答弁書に係る同議員からの御指摘も踏まえつつ、 及び 任命権者である野田総理の発言に尽きるとの趣旨から、 「適材適所」 これに関連して野田内閣総理大臣 その際、 の意味並びに両者の違いについて問 補足的にこれらの言葉の意味を説明するため、 先の答弁書 (以下「野田総理」 衆議院議員木村太郎君提出野 衆議院議員木村太郎君提 総理大臣が述べたとお われたのに対し、 「お尋ねについては、 (平成二十四年二月 という。) 本年一月十 広辞苑 閣僚の 1)

二十一日内閣衆質一八〇第六五号)において、野田総理の発言に関して改めて説明を行ったところである。

四について

お尋ねについては、 質問の内容によっては、広辞苑等の辞典を引用して答弁することもあり得ると認識

しているところであるが、政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質

問に対し、誠実に答弁すべきものと考えている。